

令した。なお、検査結果は、審査請求人の申し出にもかかわらず、処分庁から明らかにされていない。

その後、処分庁は、審査請求人に対して、口頭で本件車両の処分を指示し、同年〇月〇日付で書面を交付して、処分しなければ指示違反として保護を廃止する旨を審査請求人に対して通告した。

このため、審査請求人は、通院に際してタクシーを利用して、その通院移送費を保護費として請求してきたが、その金額が多額で、保護費が支給されるまで生活費に充てる手元現金が不足すること、ウで前述したとおり歩行により移動中転倒し、立ち上がれず、あやうく重大な事故につながりかねない状況に陥ったこと、母の面倒をはじめとする日常生活で本件車両が使用できないため身体に著しい負担・苦痛が生じていることなどから、G弁護士会の高齢者・障害者総合支援センターを通じて審査請求人代理人に審査請求を依頼した。

審査請求人は、同月〇〇日付で処分庁から弁明書提出がされたことから、同年〇〇月〇〇日付でそれに対する反論書を提出し、審査の結果を待っていたところ、平成〇〇年〇月〇〇日付で処分庁から、上記処分に従わないことを理由に、生活保護の変更（障害者加算部分の削除）処分を同年〇月〇日付けで行う旨の通知がなされた。

オ 障害者差別解消法の立法趣旨・内容

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月制定。施行は一部の附則を除き平成28年4月1日。以下「障害者差別解消法」という。）は施行前ではあるが、既に制定されており、また、内容は至極当然のものであって、国及び地方公共団体は現行法の解釈・運用にあたって、障害者差別解消法の趣旨を尊重すべき立場にある。

カ 自動車保有を過度に制限する通知等の問題点

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、法定受託事務に関する処理基準（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9）として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）や「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）などとともに「保護の実施要領」として「生活保護手帳」に取りまとめられており、極めて限定された場合に限り自動車保有を認め、自動車保有を過度に制限している。

また、保護の実施要領等の実際の適用にあたっての疑義に関する問答が、技術的助言（地方自治法第245条の4）として「生活保護問答集

について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)に取りまとめられている。

技術的助言である後者はもちろん、処理基準である前者も、地方自治体を法的に拘束するものではないが、実際の生活保護実務に対して事実上強い影響力を持っており、本件処分もその影響下にあるものと思われる。

しかし、それらの解釈・運用は、審査請求人のような身体障害者に対して非常に酷なものとなっており、著しく不当である。日本弁護士連合会では、平成22年5月6日、生活保護における生活用品としての自動車保有に関する意見書を発表し、その不当性を訴えている。

キ 改正前と改正後の課長通知などを前提としても本件車両の保有が認められるべきこと

(ア) 上記のとおり、障害者差別解消法が制定されたことを踏まえて考えれば、日弁連意見書の発表当時よりも課長通知などに従った運用は改められるべき必要性が大きくなっている。

この点「『生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて』の一部改正について」(平成26年3月31日社援保発0331第3号)では課長通知の第3「資産の活用」問12に対する答1(2)を、「当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められること。」から「当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。」と改正している。

ただし、平成26年改正前後で法解釈の前提となる社会的環境等が著しく変化したという事実はない。

従って、法第4条第1項の要件である「資産」及び「活用」の要件の解釈は上記改正に何ら影響されず、その意味で、改正前課長通知「自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められること」の解釈(問答集第3「資産の活用」問3-16及び18参照)によれば保有要件に該当すると認められる本件事案において、従前より不利に解釈されるべきでない。

(イ) まず、前提として、課長通知第3の問答12は、原則として保有が

認められる処分価値のない資産を保有している場合であっても、その保有によって多額の費用の支出が強いられるなど、保有する利益よりも不利益の方が著しく大きいときには、当該資産を保有することが補足性の原則に反し、かえって当該資産を処分することが補足性の原則に適うことになるという例外的場合について、障害の状況等によっては、自動車を利用しなければ日常生活を円滑に営むことが困難であるなど、自動車を保有する必要性が高く、維持費等の経済的支出が社会通念上是認できる場合もあり得ることから、身体障害者に自動車の保有を認めるべき場合を自動車保有要件として具体的に示した基準であり、例示規定と解される（平成24年11月9日大阪高等裁判所判決・判タ1403号91頁参照）。

この点、法第4条第1項は、補足性の原則から価値のない資産保有を認めており、この原則に対する例外の例示であることから、緩やかに解されるべきであって、特に課長通知にいう「通院等」は通院、通所及び通学に限られるべきではない。自動車を利用しなければ日常生活を円滑に営むことが困難であるなど、自動車の保有の必要性が高く、維持費等の経済的支出が社会上容認できる場合の例示の一つに過ぎないと考えるべきである。

(ウ) 次に、改正前の課長通知によれば、本件車両の保有は認められる。

課長通知第3の問答12は、①障害（児）者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること、②当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められること、③自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量が概ね2000cc以下）であること、④自動車の維持に要する費用が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること、⑤障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であることを保有の要件（以下①から⑤までの要件をあわせて「自動車保有要件」という。）としているところ、本件において①の要件は明らかに認められ、ウで前述した生活環境記載のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇審査請求人にとって②公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められる。また、イで前述したとおり、③④の要件についても、本件車両の処分価値は僅少で排気

量2000cc以下であり、かつ、障害基礎年金の活用により維持に要する費用は確実にまかなわれるので、いずれも認められる。最後に、⑤の要件は明らかに認められる。

(エ) 改正後課長通知の要件についてみても、送迎サービス等ないしタクシー移送の利用に比べ本件車両保有が地域の実態に照らして社会通念上妥当である。

本件においては、なるほどD医院による送迎サービスという医療機関等の行う送迎サービス等の活用、及び生活保護費によるタクシーでの移送が行われたことは確かである。

しかし、そもそも既に主張している審査請求人及び母らの障害の程度及び生活環境に照らして本件車両なしに日常生活を円滑に営むことは困難であり、自動車の保有の必要性は高い。

また、審査請求人らのタクシーによる移送費は平成〇〇年〇月〇日振込分〇〇〇〇〇円、同年〇月〇日振込分〇〇〇〇〇円、及び同年〇〇月〇日振込分〇〇〇〇〇円と、月平均〇〇〇〇〇円を超え、かつ審査請求人らの症状に併せて増額する見込みがあった。しかも8月保護変更申請に係る審査請求人の通院回数は2回と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇通所リハビリ等が必要な審査請求人にとって十分なものではなかった。従って、これらタクシーによる通院は、審査請求人らが健康で文化的な最低限度の生活を営むにあたって必要な程度に達していない。

以上、審査請求人及び母らの生活保護による移送費に比して、審査請求人が保有する本件車両の維持費は自賠責保険料年額〇〇〇〇〇〇円と車検費用〇〇〇〇〇〇円程度である。なお、ガソリン代は維持費として考慮すべき費用とは言えない。そうすると、送迎サービス等ないしタクシー移送の利用に比べ、審査請求人が本件車両を保有することは、改正後課長通知に照らしても、地域の実態に照らして社会通念上妥当であるといえる。

(2) 審査会に係る口頭意見陳述（平成30年2月20日実施）における主張の要旨

ア 母は、平成〇〇年〇〇月〇日から訪問介護サービスを利用している。

サービスの内容は、週2回、掃除、シーツ交換などである。送迎サービスは受けていない。また、週2回程度、リハビリの訪問看護サービスを受けている。

イ 母は、平成〇〇年〇〇月と〇〇月に、救急搬送された。原因は判然としないが、今後も体調が悪くなったら検査を受けるように言われている。自動車による送迎の必要性が以前よりも高くなったと言える。

ウ 現在、母は、寝たきりに近い状態で、審査請求人が買い物など全般を

3 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、審査請求人に対し本件車両の保有は認められない旨の指導（指示）を行ったところ、審査請求人はこれに従わなかったため、審査請求人に対し、弁明の機会を与えた上で、本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 審査請求人は、身体障害者等級3級である自身の通院や高齢の母の面倒を見るため本件車両を利用しなければならないのに日常生活で本件車両が使用できないため身体に負担・苦痛が生じていること、また、課長通知や問答集は、極めて限定された場合に限り自動車の保有を認めるなど自動車保有について過度に制限しており、判決において身体障害者に自動車の保有が認められた場合があること、さらに、タクシーによる移送費は月平均〇〇〇〇〇円を超えることから本件車両保有が地域の実情に照らして社会通念上妥当であり、車は生活用品というより介護用品としての性格を有することなどから、処分庁が課長通知を前提として行った判断は、身体障害者である審査請求人やほぼ寝たきりの母の状況を鑑みれば裁量を逸脱したものであり、本件処分を取り消す旨主張する。

しかしながら、処分庁は、審査請求人に対し、他法他施策である介護保険法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づくサービスを活用するよう以前から呼びかけており、保護の補足性の原則を踏まえると、審査請求人はこれらサービスの活用を優先すべきであるとともに、これらサービスの活用が困難である具体的事実があるとは認められないこと、また、上記第2の2（1）の処分庁の主張のとおり、審査請求人の通院状況を踏まえたタクシー移送費の実績と本件車両を保有する場合の維持費を比較した場合、本件車両保有の維持費の方がタクシー移送費を若干程度上回っており、上記第2の1（1）キ（イ）の審査請求人の主張にて「維持費等の経済的支出が社会通念上是認できる場合もあり得る」と審査請求人が主張する判決と照らし合わせても経済的合理性があるといえず、よって、本件車両での通院が社会通念上妥当であるとは認められないことから、処分庁が本件車両は下記第5の1の（6）に該当しないと判断した

ことに一定の合理性が認められる。その上で、処分庁は、本件車両を処分する指導指示を行い、弁明の機会を付与した上で、指導指示義務違反として保護の停止に相当するとしたものであり、本件処分は違法又は不当とはいえず、審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は、改正前の課長通知に照らせば本件車両の保有は認められる旨主張するが、審査請求人の主張する自動車保有を認めた判決後の平成26年3月31日に課長通知は改正されており、処分庁が本件変更決定時点において改正後の課長通知に準拠することは当然であることから本件主張は失当である。

第4 調査審議の経過

平成29年12月12日	諮問の受付
平成29年12月13日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：平成30年1月5日 口頭意見陳述申立期限：平成30年1月5日
平成29年12月20日	第1回審議
平成30年1月5日	審査請求人の主張書面等及び口頭意見陳述申立書を受領
平成30年1月12日	第2回審議
平成30年1月18日	審査会からの質問に対する審査請求人及び処分庁の回答の求め
平成30年2月8日	審査請求人からの回答書を受領
平成30年2月13日	処分庁回答書を受領
平成30年2月20日	口頭意見陳述の開催及び第3回審議
平成30年3月13日	第4回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- (2) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。

(3) 法第62条第1項は、被保護者は、保護の実施機関が、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と、同条第3項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と規定している。

なお、この場合には、同条第4項により、保護の実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」と規定している。

(4) 局長通知第11の2の(4)では、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」と定められている。

(5) 次官通知第3では、次のとおり定められている。

「第3

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

1～4 (略)

5 社会通念上処分させることを適当としないもの」

(6) 課長通知第3の問答12では、次のとおり定めている。

「次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてその保有を認めて差し支えない。

1 障害（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

(1) 障害（児）者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。

(2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動

買い物など日常生活を営む上で不可欠であり、審査請求人世帯の自立の助長に資するものであると認められる。そうすると、本件車両の処分を求める指導又は指示については、これが妥当なものであるかが厳密に問われることになる。

以下、こうした観点から、本件文書指示及び本件処分の違法又は不当を審査する。

- (2) 本件では、審査請求人が身体障害者等級3級と認定された身体障害者であり、また母は〇〇〇〇〇〇持病を抱えており、両者とも歩行に多大な困難を伴うことが認められる。身体障害者の自動車の保有に関しては、上記1(6)のとおり、課長通知第3の間12の答1でこれが認められる場合を列挙している。従前、処分庁は課長通知に基づいた運用を行ってきたところ、本件については答1の(2)(以下「課長通知(2)」という。)に該当しないことを理由に本件文書指示を行い、さらに「指導(指示)に従わなかったため」という理由を付して本件処分を行った。

本件記録によれば、処分庁が課長通知(2)に該当しないと判断したのは、平成〇〇年〇月〇〇日に開催したケース診断会議で、「検診命令の結果により審査請求人は『タクシーの利用により通院が可能である』ため、課長通知(2)のうち『タクシーでの移送に比べ自動車での通院が地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められる』場合には該当しないため、本件車両の保有を否認することを決定した」ことによる。ここでいう「検診命令の結果」は、E病院の医師が平成〇〇年〇月〇日付けで作成した検診書中の「診療の要否・診療の方法に関する意見」の記述を指す。この記述は、「公共交通機関の利用は危険性を伴う。手で操作するよう改良した自家用車の使用が望ましい。タクシーの利用は可能も、通院のみの利用ではなく、日常生活でも利用するなら、改良車の方が良いとは思われる。」というものであった。

この検診命令の結果を受けて同ケース診断会議では、「Dr.よりタクシーの利用は可能である。自家用車の使用については、手で操作するよう改良したものが望ましいとの回答があった。」として、審査請求人が「介護を伴わずに自動車の乗降が可能なのであれば、タクシーによる通院は可能であると判断できるため、課長通知(2)に該当せず自動車の保有は、容認することができない。よって通院手段としては、タクシーの利用を促す。」ことが今後の措置として決定された。以上の点は、本件処分にあって開催された平成〇〇年〇月〇日のケース診断会議でも確認されている。

- (3) 課長通知(2)が妥当であるという前提に立つとしても、本件文書指示に関する処分庁の判断には以下の問題点のあることが認められる。

まず第1に、処分庁は、課長通知（2）にいう「障害者」に審査請求人は該当するとしながら、母はこれに該当しないと判断している点である。この点に関して、処分庁回答書によれば、母は介護を要する状態であることは承知しているが身体障害者手帳未取得、及び取得に向けての相談、申出等もなかったことから該当しないと判断したという。しかしながら、問答集の問3-18の答は、課長通知の（2）にいう「障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難」について、具体的には、「身体障害にあつては下肢、体幹の機能障害、内部障害等により歩行に著しい障害を有する場合」が該当すると定めるとともに、「身体障害の場合に限り、現時点では障害の程度の判定がされていないが、近い将来、身体障害者手帳等により障害の程度の判定を受けることが確実に見込まれる者については保有を認めて差し支えない。」としている。つまりその文理上、歩行に著しい障害を有し、身体障害者手帳以外によって障害の程度の判定を受けた場合でも、課長通知（2）に該当することは明らかである。

本件記録によれば、処分庁自身もまた、母が「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、普段は寝ていることが多い」こと、「介護を要する状態であること」を認識していたところであり、母は歩行に著しい困難を有していると認められる。それに加えて、母はケアマネジャーによるケアマネジメントを受けながら、訪問リハビリや福祉用具購入費を利用していたことに鑑みると、要介護認定により母についても「障害の程度の判定」がされるとみることができる。したがって、処分庁が本件文書指示を行うに際し、本件車両の保有の可否について、もっぱら審査請求人の障害の程度と通院の必要をもって判断しており、母の障害の程度と通院の必要を一切考慮していない点で、処分庁の判断は合理性を欠くといえることができる。

第2に、処分庁が、本件文書指示を行うにあたって、課長通知（2）にいう「タクシーでの移送に比べ自動車での通院が地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められる」か否かを判断するためには、審査請求人及び母の通院の必要と通院実態、通院のため本件車両を利用する必要がある事情を調査し、考慮することが義務付けられる。

この点に関して、審査請求人が審査請求書の中で、通院している医療機関を3カ所ほど挙げて自身と母の通院状況と本件車両利用の必要性を主張しているのに対して、処分庁は再弁明書でこれを「不知」としているほか、処分庁回答書では、「車の生活用品としての保有の主訴であるとの認識から本件の保有容認は関係のない主訴の為不知」と述べる。また、処分庁は再弁明書でタクシー移送費の実績と本件車両を保有する場合の維持費を比較

し、後者が前者を若干程度上回っている数値を挙げて経済的合理性がある
といえないと主張する。

しかしながら、本件記録によれば、処分庁は、母が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、普段は寝ていることが多く、審査請求人がその身の回りの世話をしていること、審査請求人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、立ち上がりに時間がかかり、歩行困難であることは認識していたのであるから、本件文書指示及び本件処分にあたって、タクシーへの乗降動作に支障はなくタクシーによる通院が可能であると認定するだけでなく、審査請求人世帯の通院の必要と実態（とくに通院回数）がどのようなものであるか、また「地域の実態に照らし」て審査請求人の住居や通院先等で容易にタクシーを利用することができるのか等に関わる事情を調査して考慮することが求められていたが、この点について具体的な検討を行っていない。

また、タクシー移送費の実績と本件車両保有の維持費との比較については、母の通院を計算に入れていない上、比較対照した期間において審査請求人が通院のために本件車両を利用していただどうかを確認していないことが処分庁回答書より明らかであり、この比較の数値は本件文書指示の合理性を支える根拠となるものではない。

第3に、処分庁が、再弁明書で、審査請求人が他法他施策による送迎サービスの利用が可能であること、とくに障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより送迎サービスを利用することが可能であり、処分庁が再三にわたり助言したにもかかわらず、これまでに同サービスを利用した実績はないと述べている。課長通知（2）で「他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であること」が挙げられていることから、処分庁が本件文書指示にあたってこの点をどのように考慮していたのかは問題になる。

そこで本審査会は、処分庁が審査請求人に、送迎サービスを特定してその利用を助言したことを具体的に示した資料の提出を求めるとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスによる送迎サービスは具体的にどのサービスを指しているか、審査請求人は通院の送迎サービスとして処分庁の管内で具体的にどのような送迎サービスを利用できると確認したかを質問したところ、処分庁回答書によれば、通院介助の利用を助言したというのみで、これが再弁明書のいう障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一環として実施されるものであるのか、あるいはそれ以外の他法他施策のサービスであるのかについては具体的な回答がなく、また、「審査請求人には、まず他法によるサービスの利用を提案、助言等したが、具体的にどの事業者が提供する送迎サービスの利用の可否について確認はしていない。」「審査請求人には、まず他法によるサービスの利用を提案、助言

等したが、同人は利用について消極的であり引き続き利用を促していたので、障害福祉サービスによる送迎サービスを特定までしてのサービスの利用の助言はしていない。」という回答にとどまった。このことから、処分庁は、本件文書指示に際し、審査請求人世帯が通院を必要とする事情を確認した上で、他法他施策による送迎サービスを活用することが実際に困難であるか否かを十分に検討していないとみられる。

第4に、課長通知第3の12の答1の末尾には、「なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要なであるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。」とされており、また問答集の問3-14では、「生活用品としての自動車については原則的に保有は認められないが、なかには、保有を容認しなければならない事情がある場合もあると思われる。かかる場合は、実施機関は、県本庁及び厚生労働省に情報提供の上判断していく必要がある。」と定められている。この点について、処分庁回答書によれば、審査請求人の本件車両の保有については「特段の事情」に該当しないと判断して具体的には検討しておらず、また、問答集の問3-14については処分庁管内が利便性の高い都市部でありタクシー、介護事業所等のインフラ等が山間部に比べはるかに充実していることも考慮して具体的には検討していないという。

しかしながら、検診書中には医師の意見として「公共交通機関の利用は危険性を伴う。」との記述も存在したのであり、また上記のとおり、母が○○○○○○○○○○○○○○○○○○審査請求人がその身の回りの世話をしていることや、審査請求人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○、立ち上がりに時間がかかり歩行困難であることを処分庁は認識していたのであるから、課長通知第3の12の答1(1)から(5)の「いずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要なであるとする特段の事情があるとき」に該当するかを、審査請求人世帯が通院を必要とする事情を確認した上で具体的に検討すべきであったということが出来る。それにもかかわらず、処分庁は「特段の事情」には該当しないと判断したという結論をいうのみで、その結論に至った判断の過程について具体的に述べるところがない。

また、問答集の問3-14は、生活用品としての自動車の保有を容認しなければならない事情がある場合もあるとしているのは、その文理上、各保護受給世帯の抱える個別の事情を念頭に置くものであって、タクシーや公共交通機関の利用が困難な山間部などの地域を例示していないことから、都市部か山間部かというもっぱら定型的な判断を予定したものではないと解される。さらに、生活用品として本件車両を用いることを許容しな

いのであれば、歩行困難であり、公共交通機関の利用は危険性を伴う審査請求人が、本件車両を使用せずどのように買い物などの家事その他日常生活上の用務を処理するかについて、その事情を踏まえた上で具体的に助言することが必要であったが、処分庁は、障害福祉サービスにおける居宅介護、家事の援助の利用を助言したと述べるにとどまり、上記のとおり、審査請求人世帯の日常生活面での移動ニーズに応じた具体的なサービスを念頭に置き、その利用を助言することまではしていないとみられる。

- (4) 本件文書指示が審査請求人世帯にとって不利益的な行為であるのみならず、本件処分が審査請求人世帯に最低限度の生活を下回る生活困窮を余儀なくさせる重大な不利益処分であることに鑑みると、処分庁は、本件文書指示及び本件処分をするにあたって上記(3)で述べた点をどのように考慮して検討したのかを具体的に主張するとともにその裏付けとなる資料を提出し、本件文書指示及び本件処分が妥当であることを証明することが求められる。しかしながら、本件記録からはこれが十分に果たされているとはいうことはできない。

したがって、本件文書指示及び本件処分を行った処分庁の判断は合理性を欠き、不当であるといえることができる。

- (5) なお、本件処分の不当性は、その後の経過からも窺われるところである。

本件処分は、審査請求人が本件文書指示に従わなかったことを理由に、平成〇〇年〇月〇日から保護（生活扶助・住宅扶助・医療扶助）を停止するものであるが、この停止は同年〇月〇日付けで解除されている。本件記録によれば、その後は、偶数月に保護が停止され、また奇数月に停止が解除されるというように、停止と解除が1か月ごとに繰り返されて現在に至っていることがわかる。審査請求人から提出された資料によれば、保護が停止されて収入が障害基礎年金のみとなる偶数月は、家計収支は赤字となっていることが認められる。

処分庁が、本件文書指示及び本件処分の後、審査請求人世帯についてどのような処遇方針等を検討しているかは、本件処分の当否を審査する上でも注目されることから、本審査会は、ケース診断会議記録票を例示してこの点を具体的に示す資料を処分庁に求めたものの、提出されなかった。このことから、処分庁は、平成〇〇年〇〇月、平成〇〇年〇月、同年〇月、同年〇月に家庭訪問を行い、審査請求人世帯の状況を確認しているものの、審査請求人世帯の処遇方針は、本件処分に当たって開催された平成〇〇年〇月〇日以降は、処分庁は組織的かつ具体的な検討を行っていないと推認される。

本件文書指示が上記のとおり合理性を欠き、これに従わないことを理由とする本件処分が審査請求人世帯について最低生活費の半分で生活するこ

とを強いるものである点のほか、処分庁が審査請求人世帯について保護廃止でなく停止にとどめたとはいえ、審査請求人世帯の処遇方針の具体的な検討をしないまま保護停止と解除を1年以上繰り返してきたという事実も併せ勘案すれば、本件処分は少なくとも不当であり、それゆえ取り消されるべきである。

以上により、本件審査請求は認容されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子